

文化ホールの在り方の整理・検討に係る支援業務基本仕様書

1 業務名

文化ホールの在り方の整理・検討に係る支援業務

2 目的

本市において、広島市文化交流会館及び広島市文化創造センター（JMSアステールプラザ）の大規模ホール（以下「文化ホール」という。）は、音楽や舞台芸術を始めとした文化に関する鑑賞の場を市民に提供しているものの、竣工から30年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでおり、また、天井部分が特定天井に該当することから安全対策の実施が急務となっている。加えて、両施設は、道路を挟んで位置し、さらに、徒歩圏内に広島国際会議場もあるなど、本市所有のホール施設が集中している状況となっている。

こうした状況を踏まえ、文化ホールの更新に当たっては、「広島市公共施設等総合管理計画」における基本指針に基づき、本市の「まちづくり」等との整合性を図りつつ、利用者の利便性等も踏まえながら施設の再配置を検討する必要があることから、周辺の施設も含めた施設概要や使用状況、ニーズなどの現況を把握するための調査を行うとともに、当該調査結果を基に、有識者等で構成する会議において、文化ホールの今後の在り方について整理・検討を行うこととしている。

したがって、文化ホールが抱える課題を抽出・整理し、その解決策について市内及び他都市のホール施設の状況を調査するなど、その在り方の整理・検討に係る支援業務を業者委託により実施するものである。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) ホール施設の概要及び運営状況の調査

以下ア～ウに掲げる文化ホールと同規模程度の1,000席以上を有する施設の設置目的、規模及び改修内容等の概要並びに施設の利用状況及び収支状況等の運営状況について調査を行い、本市内の施設と比較できるよう整理すること。なお、調査に際して、発注者が必要と認めるものについては、施設管理者へのヒアリング等を行った上で整理すること。

ア 本市内の施設

広島市文化交流会館（広島文化学園HBGホール）、広島国際会議場（フェニックスホール）、広島市文化創造センター（JMSアステールプラザ大ホール）、広島県立文化芸術ホール（上野学園ホール）、広島サンプラザホール、広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）

イ 広島広域都市圏内（広島県内に限る。）の施設

呉市文化ホール（呉信用金庫ホール）、東広島芸術文化ホール、三原市芸術文化センター（ポポロ・ホール）、はつかいち文化ホール（ウッドワンさくらびあ）、三次市民ホール

ウ 政令指定都市の施設

なお、これらの施設は、発注者が受注者に最低限求める調査対象施設であり、そのほか、今後、文化ホールの在り方を整理・検討するに当たり、参考になると考えられる施設について、日本全国を対象に民設・公設や専用・多目的等の用途を問わず、同様の調査を行い、本市内の施設と比較できるよう整理すること。

(2) ホール施設のニーズ等のヒアリング調査

文化ホールに求められる機能や管理運営の手法等について、文化・芸術に関する有識者や関係者など10者程度を対象にヒアリング調査を行うこと。

(3) 文化ホールの在り方に関する課題整理

上記(1)及び(2)で実施した調査結果を受け、文化ホールの在り方の整理・検討に関し、以下に掲げる課題について整理すること。

- ア 施設・設備の老朽化、陳腐化に関する課題
- イ 施設の位置付け、特色に関する課題
- ウ 稼働率向上に関する課題
- エ 周辺まちづくりとの調査に関する課題
- オ 運営体制に関する課題 など

(4) 文化ホールの在り方検討会（仮称）の運営支援

今後、本市が設ける「文化ホールの在り方検討会（仮称）」において、文化ホールに求められる機能や必要性等について整理・検討を行う予定としており、その運営を支援するもの。

発注者の求めに応じて検討会に必要な資料の作成を支援するとともに、検討会終了後速やかに議事要旨を作成し提出すること。なお、検討会は令和7年度10月と1月の2回の開催を想定しているが、開催時期や回数が変更となる場合がある。その際は、発注者の指示に従い、柔軟に対応すること。

5 報告について

業務の進捗状況については、随時、発注者に報告し、指示を受けること。また、以下に示すものについては、期限までに内容を取りまとめた報告書を発注者に提出すること。

- ・ 4(1)及び(2)で実施する調査について : 令和7年9月中旬
- ・ 4(3)で実施する整理について : 令和7年12月上旬

なお、上記に関わらず、発注者から情報の提供を求められたときは、発注者の指示に従い、柔軟に対応すること。

6 成果物について

- (1) 本業務の受託事業者は、令和8年3月末までに調査の結果に関する報告書を、紙媒体で10部とPDFデータで発注者に提出するほか、Word、Excel又はPowerPoint形式のいずれかの形式でも提出すること。

- (2) 本業務完了後30日以内に業務完了報告書及び請求書を発注者に提出すること。

なお、成果物等の提出先は、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）とする。

7 委託料の支払い

発注者は、受託事業者から不備のない請求書の提出を受けてから、30日以内に支払うものとする。

8 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、発注者に帰属する。ただし、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。
- (2) 成果物は、一次利用及び二次利用共に無償でできるようにすること。

9 その他

- (1) 受託事業者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (2) 本業務において打合せを行った場合は、終了後速やかに議事録を作成の上、発注者に提出すること。

- (3) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出ることがある。この場合、受注者は委託費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項又は仕様書で定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議し、受託事業者はその決定に従うものとする。
- (5) 受託事業者が、上記の各条件に違反をした場合は、契約書の規定に基づき、発注者が委託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。また、発注者は、契約を解除した場合は、契約書の規定に基づき、受託事業者に損害賠償を求める場合がある。
- (6) 受託事業者は、本業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。これは委託期間終了後も同様とする。
- (7) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。